

D - 1 帯締め及び羽織ひも

D - 1 帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、帯締め(帯どめ)及び羽織ひも(以下「帯締め等」という。)の表示を適正化するための事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「帯締め」とは、和装用身のまわり品であって、結んだ帯が解けないように帯の上に締めるひも(「帯どめ用具ひも」を含む。)をいう。</p> <p>2 この規約で「羽織ひも」とは、和装用身のまわり品であって、羽織の前が開かないように羽織の両えりに着けるひもをいう。ただし、金属、真珠、さんご、べっ甲、陶磁器、その他これらに類するものを主たる材料とした製品は除く。</p> <p>3 この規約で「事業者」とは、帯締め等を製造し、又は販売する事業者をいう。</p> <p>4 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定する表示をいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、帯締め等に添付する物、又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項をそれぞれ帯締め羽織ひもの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料</p> <p>(2) 繊維を材料として使用している場合にあっては繊維の混用率</p> <p>(3) 帯締めにあつては長さ</p> <p>(4) 事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(5) 外国で製造されたものにあってはその国名</p>	<p>(使用材料及び混用率の表示基準)</p> <p>第1条 規約第3条第1号及び第2号に規定する使用材料及び混用率の表示は、次の各号に定める基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 繊維(わたを除く。)を材料として使用している場合は、繊維製品品質表示規則に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(2) 繊維以外の材料(わたを含む。)を使用している場合は、その旨を明記するものとする。</p> <p>なお、皮革又は合成皮革を使用している場合は、雑貨工業品品質表示規程に準じてこれに指定されている文字で表示する。</p> <p>(帯締めの長さの表示基準)</p> <p>第2条 規約第3条第3号に規定する帯締めの長さ(房を除く。)は、長さの文字の後に「センチメートル」又は「cm」で表示する。ただし、次の区分に合致する場合には、それぞれに対応する文字により表示することができる。</p> <p style="text-align: center;">区 分 文 字</p> <p>帯どめ用具ひも及び子供用を除く帯締め 135 cm以上 145 cm未満 「S」</p> <p>145 cm以上 155 cm未満 「M」又は「並尺」</p> <p>155 cm以上 165 cm未満 「L」又は「長尺」</p> <p>165 cm以上 175 cm未満 「LL」</p> <p>帯どめ用具ひも</p>

<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 正絹又は本絹の文言は、帯締め等の使用材料が絹のみである場合でなければ表示することができない。ただし、装飾のために金属糸、スリット糸等を使用しているが、使用材料の大部分が絹である場合には、施行規則で定めるところにより、正絹又は本絹の文言を表示することは差し支えない。</p> <p>2 草木染の文言は、染色加工において植物性染料のみを使用した場合に表示することができる。</p> <p>3 染色の堅ろう性を表示する場合には、その堅ろう度が施行規則に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>4 手組の文言は、帯締め等の全体(房、坪、刺しゅう部分等を除く。)について、糸の組み加工が組み台を使用して人の労力のみにより行われた場合に表示することができる。</p> <p>5 手組の文言は、帯締め等に使用する生地(しん地、刺しゅう部分等を除く。)について、糸の織り加工が手織機を使用して人の労力のみにより行われた場合に表示することができる。</p> <p>6 賞、推奨を受けた旨を表示する場合には、これを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに賞については、受賞した展覧会、品評会等の名称を表示するものとする。</p> <p>(施行規則で定める必要表示事項等)</p> <p>第5条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要がある場合には、第3条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、帯締め等の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 帯締め等の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 草木染でないものについて草木染めであると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 施行規則に定める基準によらないで染色の堅ろう性</p>	<p>110 cm以上 120 cm未満 「M」又は「並尺」</p> <p>120 cm以上 130 cm未満 「L」又は「長尺」</p> <p>子供用帯締め</p> <p>110 cm以上 120 cm未満 「M - C」又は「子供並尺」</p> <p>120 cm以上 130 cm未満 「L - C」又は「子供長尺」</p> <p>(事業者名等の表示基準)</p> <p>3条 規約第3条第4号に規定する事業者の氏名又は名称及び住所の表示については、当該表示を行うことにより取引の都合上支障がある場合には、事業者の氏名又は名称及び住所に替えて当該事業者が参加する事業者団体の名称及び住所により表示することができる。ただし、この場合において当該事業者団体等は、一般消費者等からの事業者の氏名又は名称等に関する問い合わせに対し適切に対応できる体制を整備しているものでなければならない。</p> <p>2 規約第3条第4号に規定する事業者の住所の表示については、住所に替えて電話番号を表示することができる。</p> <p>(原産国名の表示基準)</p> <p>第4条 規約第3条第5号に規定する原産国に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規約第3条第5号にいう「製造されたもの」には、房付け、刺しゅう加工等の部分的な加工が施されていないものを含む。</p> <p>(2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国 」、 「 製」又は「 産」と表示する(「 」は国名)。</p> <p>(3) 原産国が明示されている場合には、材料、加工等に関する説明を併記することは差し支えない。 (例えば、「 製、この製品は日本で染色した糸を使用しております。」など)</p> <p>(4) 原産国に関する表示は、事業者の氏名又は名称及び住所の表示と同一視野に入る場所に表示する。</p> <p>(表示する文字の大きさ)</p> <p>第5条 規約第3条の規定に基づき表示する文字の大きさは、8ポイント活字以上とする。ただし、羽織ひもについては6ポイント活字以上の大きさの文字で表示することができる。</p> <p>(正絹の表示基準)</p> <p>第6条 規約第4条第1項ただし書の規定により正絹又は本絹の文言を表示する場合には、材料の一部として装飾のために金属糸、スリット糸等を使用している旨を「正絹」又は「本絹」の文言に併記するものとする。</p> <p>(染色堅ろう性の表示基準)</p> <p>第7条 規約第4条第3項に規定する染色堅ろう度の基準は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 日本工業規格 L0842(カーボンアーク燈光に対する染色堅ろう度試験方法)に規定する方法により試験をしたとき、変退色の判定が5級以上であること。</p> <p>(2) 日本工業規格 L0846(水に対する染色堅ろう度試験方法)に規定するB法による1時間試験をしたとき、変</p>
---	--

を表示すること。

- (4) 手組又は手織でないものについて手組又は手織であると誤認されるおそれがある表示
- (5) 国又は地方公共団体から無形文化財の指定を受けた者その他特定の者の製作でないものについて、その者の製作であると誤認されるおそれがある表示
- (6) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (7) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等又は本場、伝統工芸品等の文言を使用することにより、当該帯締め等が特に優良であると誤認されるおそれがある表示
- (8) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示
- (9) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該帯締め等について受けたものであると誤認されるおそれがある表示
- (10) 事実に反して官公庁、学校、博物館、著名人等が購入又は推奨していると誤認されるおそれがある表示
- (11) 他の事業者又は他の事業者の製品を中傷し、又はひぼうするような表示
- (12) 伝統、歴史、製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示
- (13) 前各号に掲げるもののほか、帯締め等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示

(全国帯締め羽織ひも公正取引協議会の設置)

第7条 この規約を適正に施行するため、全国帯締め羽織ひも公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体（以下「構成事業者」という。）をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (7) その他、この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条に基づく施行規則に違反する事実があると思量するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

2 構成事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分に行うことができる。

(違反に対する措置)

第10条 公正取引協議会は、前条第1項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事

退色及び汚染の判定がそれぞれ4級以上であること。

- (3) 日本工業規格 L0849(摩擦に対する染色堅ろう度試験方法)に規定する乾燥試験及び湿潤試験(いずれも摩擦試験機形使用)をしたとき、汚染の判定が両試験についてそれぞれ4級以上であること。
  - (4) 日本工業規格 L0862(有機溶剤摩擦に対する染色堅ろう度試験方法)に規定する方法により試験(ベンジン(K8853)の1級使用)をしたとき、変退色及び汚染の判定がそれぞれ4級以上であること。
- 2 前項の基準に適合し、堅ろう染である旨を表示する場合には、その堅ろう度について試験した時期、試験成績及び試験機関を付記するものとする。

(不当表示の禁止)

第8条 規約第6条各号の規定による不当表示の類型を例示すると、次のとおりである。

- (1) 正絹又は本絹と表示できないものについて純絹等と表示すること。
- (2) スリット糸であるものについて金糸又は銀糸と表示すること。
- (3) 客観的な根拠によらないで金糸又は銀糸の名称に「本」、「純」等の文言を付すること。
- (4) 合成染料で染色した後、茶の煮出し汁で処理したものを「茶ぞめ」、「茶ぞめ加工」等と表示すること。
- (5) 「色が変わらない」、「色があせない」、「色がおちない」等の文言を表示すること。
- (6) 製ちゅう機で製造したものについて「作」(「」は人名)等と表示し、又は組み台若しくは手組加工の絵、写真等を添付すること。
- (7) 外国で製造されたものに日本の地名(例えば「伊賀組紐」など)又は本場(例えば「本場佐賀錦」など)の文言を表示すること。

項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者がその警告に従っていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは前項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(施行規則)

第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、公正取引委員会の認定があった日から起算して6か月を経過した日から施行する。

ただし、第7条、第8条(第3号及び第4号を除く。)及び第11条の規定は、公正取引委員会の認定があった日から施行する。

附 則

1 この施行規則の改正は、平成10年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この施行規則の施行日前に行われた表示については、平成12年9月30日まで従前の例によることができる。

3 第3条第1項の規定については、2年以内に一般消費者に対する適切な情報提供の観点から見直しを行うものとする。